

島根県循環器病対策推進計画（骨子）について

1 計画策定の趣旨

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成 30 年法律第 105 号、以下「循環器病対策基本法」という。）において、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況等を踏まえ、地域の実情に応じた循環器病対策を推進するため、本計画を策定する。

2 計画の位置づけ

循環器病対策基本法第 11 条第 1 項に基づく県計画として策定

3 計画の期間

令和 3 年 9 月～令和 9 年 3 月

※島根県保健医療計画中間見直しにあわせて島根県循環器病対策推進計画策定

（参考）島根県保健医療計画 平成 30 年 4 月～令和 6 年 3 月

中間見直し 令和 2 年度～令和 3 年度

4 計画策定の体制

循環器病対策基本法第 21 条第 1 項に基づき、島根県循環器病対策推進協議会を設置

5 計画の骨子

（1）基本方針

- ①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ③循環器病の研究推進への協力

（2）個別施策

【循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備】

- ①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - ア) 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
 - イ) 救急搬送体制の整備
 - ウ) 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
 - エ) 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
 - オ) リハビリテーション等の取組
 - カ) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
 - キ) 循環器病の緩和ケア
 - ク) 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
 - ケ) 治療と仕事の両立支援・就労支援
 - コ) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

③循環器病の研究の推進への協力

（3）循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

- ①循環器病対策推進計画の推進体制と役割
- ②循環器病対策推進計画の評価

6 今後のスケジュール

- 令和3年1月～3月 島根県循環器病対策推進協議会委員への意見照会
計画素案作成
- 3月 医療審議会にて審議
- 4月 第2回島根県循環器病対策推進協議会の開催
- 6月 文教厚生委員会へ報告
医療審議会にて審議（計画素案）
※関係団体に意見照会、パブリックコメントの実施
- 9月 文教厚生委員会へ報告
医療審議会にて計画案の諮問・答申